

- (6) 県南集中豪雨災害の報告及び平成16年度における熊本県の防災体制の強化策について
- 4 傍聴人の定員  
20人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県防災会議事務局（熊本県総務部防災消防課）  
（電話 096-383-1111 内線 3426）

#### 天草不知火海区漁業調整委員会指示第120号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、不知火海における第2種共同漁業、雑魚羽瀬漁業において次のとおり保護区域を定める。

なお、天草不知火海区漁業調整委員会指示第6号、天草不知火海区漁業調整委員会指示第17号及び天草不知火海区漁業調整委員会指示第62号は廃止する。

平成16年5月14日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

- 1 保護区域及び禁止漁業等  
「羽瀬」の両手先を結んだ線と両袖とによって囲まれた海面内では、小型機船底びき網漁業、囲い刺し網漁業、えび流し網漁業、投網及び釣りをしてはならない。
- 2 指示の期間  
平成16年5月14日から平成25年8月31日までとする。

#### 天草不知火海区漁業調整委員会指示第121号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成16年5月14日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

- 1 指示内容  
6月1日から6月30日までの間、天草有明海における共同漁業権漁場内並びに不知火海における熊本県海域において、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。
- 2 指示の期間  
平成16年5月14日から平成17年6月30日までとする。

#### 熊本県有明海区漁業調整委員会指示第24号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成16年5月14日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 黒 田 正 明

- 1 指示内容  
6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。
- 2 指示区域  
次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次に結んだ線（有共第21号共同漁業権漁場の外縁）と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第1号（熊本県と福岡県との境界標柱）
- 基点2 熊本県漁場基点有第16号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ）
- 基点3 熊本県漁場基点有第20号（熊本市海路口町二ノ丸、二ノ丸新角）
- 基点4 熊本県漁場基点天第1号（上天草市大矢野町三角灯台）
- ア 基点1と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分、2,272メートルのところ
- イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わるところ
- ウ 基点1から竹崎島山頂を見通した線と福岡県柳川市大字七ツ家字永松の南西角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀郡川副町大字大詫間字元治搦の南東角（同漁場境界標石柱）を結んだ線の中央点から宇土郡三角町三角岳山頂を見通した線とが交わるところ
- エ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線と福岡県柳川市大字七ツ家字永松の南西角と佐賀県佐賀郡川副町大字大詫間字元治搦の南東角を結んだ線の中央点から三角岳山頂を見通した線とが交わるところ
- オ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上、基点1から9,000メートルのところ